

## 第6章 救済の手続

### 第47条 審査請求があった場合の手続

第47条 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行政不服審査法」という。）の規定に基づく審査請求があった場合は、個人情報保護条例第6章の規定を準用する。

#### 趣旨

- 1 本条は、実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、個人情報保護条例第6章の救済の手続に係る規定を準用することについて定めたものである。
- 2 ここでいう「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等」には、要件不備等による却下決定を含むものである。

Ⅱ

第46条

第47条